

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
補装具費の支給に関する業者登録確認書

(趣旨)

第1条 この登録は、豊中市と補装具業者\_\_\_\_\_（以下「業者」という。）との間に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項の規定に基づく補装具費の支給を行う際の代理受領（障害者又は障害児の保護者に代わって業者が補装具費を受領することをいう。以下同じ。）等について必要な事項を定めるものとする。

(補装具の製作等)

第2条 業者は、豊中市の発行する補装具費支給券（以下「支給券」という。）の交付を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給対象障害者等」という。）と補装具の販売又は修理（以下「販売等」という。）について契約を締結した場合は、その処方に基づき、補装具の販売等を行うものとする。

2 業者は、支給対象障害者等に補装具を引き渡すにあたり、豊中市が別に定める場合を除き、身体障害者更生相談所等（障害児の場合は療育指定保健所又は育成医療機関をいう。以下同じ。）の適合判定・検査を経た後でなければ引き渡してはならない。

3 前項の適合判定・検査の結果、その補装具が障害者又は障害児に適合しないと認められた場合は、豊中市は、不備な箇所を指摘して業者の負担においてこれを改善させることができる。

4 業者は、支給対象障害者等に対して親切丁寧を旨とし、差別的取り扱いをしてはならない。

(補装具費の代理受領)

第3条 豊中市は、支給対象障害者等からの委任に基づき、補装具費として支給対象障害者等に支給されるべき額の限度において、支給対象障害者等に代わり、その補装具費を業者に支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。

3 業者は、第1項の規定により支給対象障害者等に代わって補装具費の支払いを受ける場合は、補装具を引き渡す際に支給対象障害者等から支給券に記載された利用者負担額の支払いを受けて、領収証を交付するものとする。

(請求)

第4条 業者は、豊中市に対して補装具費を請求する場合には、請求書に支給対象障害者等の受領印を受けた支給券を添えて請求しなければならない。

2 豊中市は、前項による適法な請求を受けた日から30日以内にその額を業者に支払うものとする。

(補装具引渡し後の改善)

第5条 補装具の引渡し後、身体障害者更生相談所等が行った適合判定・検査によって、業者の責めに帰すべきものと認められる箇所が発見された場合は、豊中市は、第2条第3項の規定に準じて改善しなければならない。

2 災害等による毀損、障害者又は障害児の過失による破損、生理的又は病理的变化により生

じた不適合、目的外使用若しくは取扱い不良等のために生じた破損又は不適合を除き、補装具の引渡し後9ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、業者の負担においてこれを改善しなければならない。ただし、昭和48年厚生省告示第171号の別表で規定する補装具の修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、前段の規定に関わらず、修理後3ヵ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）の場合に適用するものとする。

（個人情報の取扱い）

第6条 業者、業者の代理人及び従業員（以下「代理人等」という。）並びにこれらの職にあった者は、補装具の販売等に関し知り得た個人情報を漏らしてはならない。この契約の有効期間の満了後又は取消し後においても同様とする。

2 業者及び代理人等は、個人情報を収集し、複製し、又は複製するときは、補装具の販売等に必要な範囲を超えてはならない。

3 業者及び代理人等は、個人情報の漏洩の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 業者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、直ちにその状況を豊中市に報告しなければならない。

（罰則規定）

第7条 業者及び代理人等は、前条第1項の定めに違反して個人情報を漏洩する行為が豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「条例」という。）第11条に定める業者等の義務に違反するものであり、条例第63条、第64条及び第66条から第68条までの規定によって次の罰則に処せられる行為に該当するものであることを十分認識し、補装具を販売し、又は修理しなければならない。

（1）正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記載された個人情報ファイル（電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成されたものに限る。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金

（2）補装具の販売等に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金

（3）正当な理由なく、補装具の販売等に関して知り得た個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は30,000円以下の罰金

（4）代理人等が、補装具の販売等に関して、（1）から（3）までの違反行為をしたときは、業者に対し（1）から（3）までの罰金

（不正利得の徴収等）

第8条 業者が偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、豊中市は当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（変更等の届出）

第9条 業者は、その名称又は所在地その他の事項に変更があった場合及び補装具を販売又は修理する事業を廃止し、又は休止する場合は、速やかに豊中市に対し届け出なければならない。

(関係帳簿等の保存)

第10条 業者は、この登録による帳簿及び関係書類を5年間保存しなければならない。

(登録期間)

第11条 この登録の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年3月31日までとする。

(登録の更新)

第12条 この登録の有効期間満了前1ヵ月前までに豊中市・業者のいずれか一方から何らかの意思表示が行われなときは、有効期間満了の翌日において向こう1年間順次登録を更新したものとみなす。

この登録に関し、上記内容について確認しました。

令和 年 ( 年 ) 月 日

登録業者 所在地

名称

印

代表者

印